

住民監査請求（平野区各種補助金等） 監査結果について（概要）

平成24年2月9日付けで提出された住民監査請求について、別添のとおり決定し、請求人に通知しました。

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市と連携している平野区社協の職員に対して、喜連西地域社会福祉協議会役員の一による高齢者食事サービス事業の繰越金横領、利用料の虚偽報告等の不正について、平成23年8月より再三告発してきたが消極的で、やっと調査したものの「誤りはあったが個人的流用はなかった」という中途半端なものであり、やむをえず、大阪市の担当者に証拠書類を提出し告発したが、区社協担当者の説明を聞いただけで、それ以上ではない。

その役員の補助金横領等の不正は単純な1事業のことでなく、以前から区役所・区社協・区連合となれあい、もたれあいが見え隠れしているためか、補助金等の不正は各地域全体へと広がりを見せており、その役員の補助金の横領及び不正流用は違法、若しくは不当な公金の支出にあたるため、各担当職員に対して、財産の管理を怠る事実を改めるに必要な措置を講ずべきことを請求する。

連合及び諸団体が毎年、市・区の担当部局と区社協に提出している報告書及び収支精算書と地元への会計報告の決算書と金銭出納簿は、同一であるはずなのに違いは明らかで、二重決算、二重帳簿を作成提出しており当然違法であり、不当である。

以下、事業別に不正を告発することで、担当職員の不作為を指摘することに当ると考える。

(1) 高齢者食事サービス事業について

- ① 繰越金の横領については、平成19年度の次期繰越金は610,475円であるのに、翌年の平成20年度の前年度繰越金は0円で報告されており、後日、会議で問われ弁明したが、今に至るまで説明はなく会計への返金もない。

これは繰越金の横領であり、この件に関して区社協は、客観的根拠のないその役員の「弁明報告書」を作成「個人的流用はなかったが、決算書と提出書類に誤りがあった」と事実確認もなく報告をした。

- ② 利用料の虚偽報告については、平成22年5月～平成23年3月までの計43回、4,238食を利用者が1食200円支払ったのに150円として、金銭出納帳に計上、区社協に報告したが、区社協は点検もなく見逃し、この件での報告もなく、利用料は1食50円の抜き取りなので4,238食、211,900円の横領である。

- ③ 不正流用については、区社協へ提出の精算書と地元への会計報告の運営費の差が不正流用と考えられ、区社協への提出分の運営費は金銭出納帳にも記載され適正であると判断できる金額だが、一方の地元への報告分は備品代が突出しており、会食は2会場で実施なのに憩の家での運営費があまりにも多すぎることから、運営費の差554,299円が不正流用である。

従って、食事サービス事業の繰越金横領、利用料詐欺横領、補助金不正流用の合計額は1,376,674円にもなる。

(2) 喜連西地域連合・諸団体の運営事業について

老人憩の家の運営決算書では、大阪市長宛の実績報告書と地元公表する会計報告書があるがこの二通りの決算書を操り、多くの補助金を多年にわたり横領し続けた。

この喜連西老人憩の家の運営委員会には、会計係が存在しないことが問題であり、その役員自

ら記入して毎年度末提出しており、他の役員や監査役も関知していないと思われ、地元で発表する会計報告も会計係はいるが、その役員は指示通りにワープロ書きをする、ネットワーク委員を記帳係にしている。

実績報告書は、毎年、収入、支出同額で大阪市への返還金はないが、地元への会計報告は繰越金が発生している。

- ① 繰越金の横領については、平成20年6月16日監査結果報告の前年度繰越金はないが、しかし、前年度の次期繰越金は、260,517円と報告されている。さらに、平成21年度の会計報告での前年度の繰越金は8,764円とあるが、前年度の会計報告の次期繰越金は298,764円とあり、今に至るまで修正も返金もないのでその役員は550,517円の繰越金を横領した。
- ② 補助金の転換については、市が支給した公園愛護会交付金は、すべて老人憩の家の収入とされ、平成18年から平成21年度まで、計4回で合計834,650円にもなり、中央公園は、もともと補助金も交付金も必要としていない団体である。
- ③ 老人憩の家の横領額は、食事サービス委員会からの補助等を合わせて平成19年度～平成22年度の間で245,000円である。

このように喜連西地域における諸団体の経理上の疑惑は、役所の縦割行政の弊害が解明を妨げた面、即ち財産の管理を怠る事実であり、それと補助金行政のあり方が問われており、この際地域団体に支給された補助金等については、改めて調査をしてもらいたい。

市政への協力は連合振興会とした錯覚に基づいた施策は、徹底的に見直すべきである。

大多数の地域住民は、区・市職員に対し地方公務員法第30条、第33条及び第35条を遵守する服務を求めている。

今回の補助金横領及び不正流用等の金額をその役員以下関係者に全額返還させ現在の連合は、喜連西地域の連合としては認められないので解散させることを求める。

振興町会連合と社協への補助金等は一切支給しないように求め、補助金等の支給は、地域住民の意見を（今迄の連合・社協ではない）よく聞いたうえで、なぜ、必要なかを慎重に考えた上で決めて頂きたい。

2 請求の受理

- ・ 本件請求は、平成20年度及び22年度に喜連西地域社会福祉協議会に交付された高齢者食事サービス事業補助金、平成19年度～22年度に喜連西老人憩の家運営委員会に交付された老人憩の家運営補助金並びに平成18年度～22年度に喜連西中央公園愛護会に交付された公園愛護会交付金に係る債権に充てられた補助金及び交付金について、喜連西地域各種団体役員の1人が、高齢者食事サービス事業補助金においては平成19年度の繰越金610,475円、平成22年度の利用者負担金211,900円及び区社協へ提出され精算書と地域の会計報告の運営費の差554,299円を、老人憩の家運営補助金においては平成17年度の繰越金260,517円、平成20年度の繰越金290,000円及び平成19年度～22年度の収入で計上していない245,000円を、並びに公園愛護会交付金においては平成18年度～21年度の834,650円を横領しているのが明らかであるにもかかわらず、本市職員等が請求権の行使を行わず、違法不当な「財産（債権）の管理を怠る事実」があるとしてなされたものと解される。
- ・ 「怠る事実」については、監査請求期間の制限がないのが原則であり、監査委員が当該「怠る事実」の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、当該監査請求について地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項の規定（1年の請求期間の制限）は適用されないとされている。

- ・ 本件請求においては、請求人の主張する請求権は、喜連西地域各種団体役員の1人が横領したとすることにより発生するものであり、特定の財務会計上の行為等が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にないことから、監査請求期間の制限の適用はなく法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

3 監査の結果

- ・ 事実関係の確認、監査対象局の説明等に基づき、本件請求について次のように判断する。地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。
- ・ 本件請求は、前記のとおり、補助金等の交付先側による横領等の不正行為が明らかであるにもかかわらず、本市職員等が損害賠償請求権あるいは不当利得返還請求権を行使しておらず、違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとしてなされたものと解される。

確かに、本市職員等としては、交付先側による不正行為が明らかあるいは合理的に疑われるべき具体的な事情がある場合には、それらを疑って具体的な調査をすべき職務上の義務があると言わなければならない。以下、請求人の主張に沿い、これらの観点から個別に検討する。

(1) 高齢者食事サービス事業補助金

- ・ 請求人は、まずもって、当該地域における会計報告において平成19年度の次期繰越金は610,475円であるのに、平成20年度の前年度繰越金は0円で報告されたが、これは繰越金横領である旨主張する。
- ・ この点、請求人の主張は、当該地域における繰越金に係る誤りを指摘したものである。しかしながら、補助金の執行に係る問題を具体的に主張するものではないと言わざるを得ない。
- ・ また、請求人は、平成22年5月から平成23年3月までの計43回、4,238食につき利用者が1食200円支払ったのに、150円として金銭出納帳に計上し、1食50円の抜き取りを行い、4,238食で211,900円の横領である旨主張する。
- ・ これに対し、監査対象局（健康福祉局）は、利用者負担金については本来活動費に充てられるべきところ、運営費として当事業に係る備品購入等に充てられていたことを現物及び領収書等で確認したが、このような利用者負担金の取扱いは不適正であるとして、平野区社協が当該地域社協に対し、会計処理上の是正措置を講じるよう指導を行い、高齢者食事サービス委員会通帳に全額補填されることになっている旨説明する。
- ・ この点、請求人が主張する差額の211,900円については、本来活動費に充てるべきところ、運営費として備品の購入等に充てられていたものの、会計処理上の是正措置が既になされ全額が補填されていることが認められるから、本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の前提となる債権の存在をうかがわせるものとは言えない。
- ・ さらに、請求人は、当該地域社協が平野区社協に提出した平成20年度から22年度までの精算書と当該地域への会計報告の運営費の差が不正流用と考えられる旨主張する。
- ・ これに対し、監査対象局（健康福祉局）は、当該地域が保管する会計報告書は地域での食

事サービス提供に係る総事業費の収支報告書であるのに対し、本市が提出を求める収支精算書は、本市補助金に係る収支報告であり計上の仕方が異なるため、その内容に乖離が生じるものであることを確認するとともに、運営費に差があるとの主張については、地域の総事業費の収支報告書の運営費に計上されている備品は、現物や領収書等を確認した旨説明する。

- ・ この点、請求人の主張は、平野区社協に提出された精算書と当該地域での会計報告書に差額が生じていることのみをもつての推測にとどまるものであり、不正流用である旨の請求人の主張は具体性を欠いているというほかない。

(2) 老人憩の家運営補助金

- ・ 請求人は、当該地域の会計報告書において、平成17年度の次期繰越金は、260,517円と報告されているにもかかわらず、平成18年度の前年度繰越金は記載がないこと、また平成20年度の次期繰越金は298,764円とあるにもかかわらず、平成21年度の前年度繰越金は8,764円とあることから、その差額合計が横領である旨主張する。
- ・ この点、請求人の主張は、当該地域の会計報告書の矛盾を指摘するものではあっても、そもそも補助金の問題との関係を具体的に主張するものではないと言わざるを得ない。

(3) 公園愛護会交付金及び助成金

- ・ 請求人は、市が支給した公園愛護会交付金はすべて老人憩の家の収入となり、平成18年度から21年度まで、計4回で合計834,650円にもなっており、横領するための原資となったと考えられる旨主張する。
- ・ これに対し、監査対象局(ゆとりとみどり振興局)は、平成18年度から22年度の公園愛護会交付金等の収支に係る報告書記載の支出項目の証拠となる領収書等の提出を求めたところ、平成18年度から22年度までの領収書は、あて名及び摘要欄等に一部不備が見受けられるものの原本が整えられており、報告書と照合することで、愛護会交付金の使途であることを確認し、請求人主張の老人憩の家への不正流用等の事実は確認できなかった旨説明する。
- ・ この点、平成18年度から22年度における当該愛護会への交付金及び助成金についての報告書に記載されている支出項目の証拠となる領収書等の原本の存在が認められ、当該愛護会交付金等の振込口座通帳の記載においても入金に対応する出金の記録が整合することが認められるから、平成18年度から22年度の当該愛護会交付金等について請求人が主張するような横領の原資になる余地はなく、本市職員等による違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実の前提となる債権発生原因があるとは言えない。
- ・ そうすると、請求人の主張から、本市職員等による違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があるとは言えない。

4 結論

以上の判断により、本件各種補助金等に対する本市職員等による違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実があるという請求人の主張には理由がない。(棄却)

(意見)

- ・ 本件請求についての判断、結論は前記のとおりであるが、今回の監査の過程においては、請求人が主張するものではないが、平成20年度及び21年度の当該愛護会への交付金の収支報告書において、当該交付金が確定払いであるにもかかわらず、交付額が支出額を上回っていることが判明したところである(平成20年度は、交付額115,000円に対して、支出額は114,700円で300円の差額、また平成21年度は、交付額85,000円に対して支出額は84,950円で50円の差額が発生)。
- ・ これらの差額を交付する理由・根拠はないと考えざるを得ず、監査対象局(ゆとりとみどり振興

局)では、収支報告書による使用金額及び使途の確認を徹底するなど、適正な事務処理に努められたい。

- また、平成21年度の当該愛護会交付金の収支報告書の証拠書類として示された領収書の一部(2件、13,776円)が平成21年度地域振興交付金の精算書類の証拠書類として保管されていた領収書の一部と、さらに平成22年度地域福祉活動事業補助金の精算報告書の証拠書類として示された領収書の一部(1件、20,475円の内10,000円)が平成22年度地域振興交付金の精算書類の証拠書類として保管されていた領収書の一部と、それぞれ同一のものとは判断せざるを得ないものとなっていた。
- このことは、監査対象局それぞれが、交付対象団体とは別団体であり、自らの所管でもない当該地域の連合振興町会への交付金に係る証拠書類との重複確認を行うまでの注意義務があったとまでは言えないものの、改めて調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じる必要があると考えられる。
- 本市においては、補助金等について適正な履行確認を行うことが重要であり、補助金等の交付先である地域団体に対して、透明性の高い会計処理を行うよう求めるとともに、交付された補助金等について要綱等を遵守するよう指導等を徹底されたい。
- なお、意見を付した以外においても、監査を行う過程において、各種補助金等が交付された地域の各種団体における会計処理に関して、当該地域独自の会計報告書等ではあるものの繰越金の計上に継続性のないものが存在することや、過去数年間にわたって会計報告書等が修正されるなど、極めて杜撰な会計処理が行われていることが判明した。
- 本市に提出する各種補助金等の精算書類に問題がなかったとはいえ、本件のような事例に関して指導、助言等もなされないのであれば、モラルハザードの観点からも問題である。
- 地域団体の財源は、地域住民等から集められた言わば預り金であり、地域住民等に対して適正で透明性の高い会計処理を行う必要があることは言うまでもなく、本市としては、地域における自主的な団体運営を尊重しつつ、補助金等を受けている団体であることから、積極的に適切な指導、助言等を行う必要があると思われるので、この際あえて所感を付記する。